

# 神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規の運用について

平成 20 年 10 月 24 日制定  
令和 5 年 3 月 6 日一部改正

神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規の実施については、次の事項に留意して運用するものとする。

## 1. 早期修了審査の対象者

早期修了審査の対象者は、「学位取得に十分な業績を上げるとともに、独立した研究者としての能力に達した者」とする。

「学位取得に十分な業績」とは、当該専攻・講座において課程博士取得者の平均的業績以上の業績であり、早期修了審査委員会で、当該専攻・講座の課程博士取得者の業績一覧と対象者の業績を対比し、判断する。

なお、対象者の業績は、以下の項目に分けて提出させるものとする。

### A. 筆頭著者

1. 英文論文－査読付き
2. 和文論文－査読付き
3. 学会発表
4. その他の特記すべき業績

### B. 筆頭著者以外

1. 英文論文－査読付き
2. 和文論文－査読付き
3. その他の特記すべき業績

## 2. その他

- (1) 課程の修了に必要な単位のうち、「特定研究 1, 2, 3, 4, 5 及び 6」については、「神戸大学大学院農学研究科博士課程後期課程における早期修了予定者及び転入学した者に対する必修単位の認定に関する申合せ（平成 20 年 4 月 18 日制定）に基づき、研究指導終了時に一括認定する。
- (2) 学期を単位として授業科目の授業、研究指導が行われることから、学期の中途での修了は認めない。

### 附 則

- 1 この運用は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者及び平成 23 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

### 附 則

この運用は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。